

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告・納付等の期限の延長等について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

船橋市においては、令和6年能登半島地震の被災者に係る市税について、船橋市市税条例第18条の2第1項の規定により、法律又は同条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入（以下「申告・納付等」という。）に関する期限を延長することとしましたので、お知らせいたします。

なお、延長後の期限については、別途定めてお知らせします。

詳しくは、下記問合せ先にご相談ください。

1 対象となる納税者

次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者

都道府県名	指定地域
富山県、石川県	全域

2 申告・納付等の期限の延長について

上記1に該当する方は、令和6年1月1日以降に到来する市税の申告・納付等の期限が、申請に基づくことなく自動的に延長されます。納付には、口座振替による納付分も含まれます。延長後の新たな期限については、決まり次第お知らせいたします。なお、以下の対象は、除きます。

- ・ 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収分

3 市税の減免、納付の猶予について

令和6年能登半島地震で被災された方については、上記2の申告・納付等の期限の延長のほか、対象となる方の申請に基づき市税の減免や納付の猶予を受けられる場合があります。

お問い合わせ先

○市税の申告・納付等の期限の延長、減免に関すること

- ・ 個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税

→市民税課 電話：047-436-2214

- ・ 固定資産税・都市計画税

→資産税課 電話：047-436-2222

○納税の猶予に関すること

→債権管理課 電話：047-436-2246

○口座振替に関することその他

→税務課 電話：047-436-2202